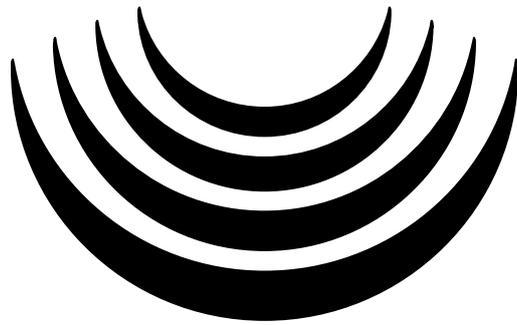


飛驒市まちの元気応援事業
令和8年度事業 募集要項



H I D A C I T Y

飛驒市

令和8年4月

1. 事業趣旨

飛騨市まちの元気応援事業は、市民が主体となる地域づくりを推進するため、市内で行われる「まちを元気にする活動」に対し、市が経費の一部を助成する制度です。

飛騨市では、これまで積み重ねられてきたまちづくり活動に加え、市制 20 周年を契機に新たな取り組みが次々と始まっています。本事業を通じて、各団体の活動を市内外に広く周知し、その輪をさらに広げることで、まちづくりの取り組みがより一層活性化することを期待しています。

2. 助成対象者

以下の要件を全て満たす法人、団体、個人等。

- ア 活動拠点が市内にあること
- イ 市税等を滞納していないこと
- ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体等ではないこと
- エ 暴力団や暴力団員の統制下にある団体及び個人ではないこと

3. 助成金の区分（部門）

- (1) まちの元気支援部門
- (2) まちの未来応援部門
- (3) まちの未来応援部門（高校生）

4. 対象事業、対象経費、助成額

別表のとおりです。なお、助成額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

5. 補助対象期間

令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月（申請は令和 8 年 4 月 1 日以降）。

*予算には限りがあるため、早めにご相談ください

別表

助成金の区分	助成対象事業	助成対象経費	助成額
<p>まちの元気支援部門</p>	<p>まちづくり活動を目的とした事業で、次のいずれにも該当しない事業</p> <p>(1) 専ら営利を目的とした事業</p> <p>(2) 特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業</p>	<p>助成事業を適切に実施するために必要な経費の総額から当該事業に関する収入（国、県又は財団等からの補助金、売上金、寄附金等をいう。）を除いた額とする。ただし、下記に該当する経費は、助成対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) 助成対象者の経常的な管理運営費</p> <p>(2) 他の目的に転用できる備品の購入費</p> <p>(3) 慰労又は懇親目的に要する食糧費及び団体構成員に対する人件費、謝礼等</p> <p>(4) 施設の改修、修繕等の経費</p> <p>(5) 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費</p> <p>(6) 政治活動に係る経費</p> <p>(7) その他まちの元気応援事業に適さないと認められる経費</p>	<p>（2カ年目までの新規事業または事業の拡充）対象経費の3分の2以内とし、上限30万円とする。</p> <p>（3カ年目までの新規事業または事業の拡充）対象経費の3分の2以内とし、上限20万円とする。</p> <p>（上記以外の継続事業）対象経費の2分の1以内とし、上限10万円とする。</p>
<p>まちの未来応援部門</p>	<p>新たに会員以外の者が3名以上、または、児童や生徒、学生が3名以上参加する事業で、次のいずれにも該当しない事業</p> <p>(1) 専ら営利を目的とした事業</p> <p>(2) 特定の団体</p>	<p>助成事業を適切に実施するために必要な経費の総額から当該事業に関する収入（国、県又は財団等からの補助金、売上金、寄附金等をいう。）を除いた額とする。ただし、下記に該当する経費は、助成対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) 助成対象者の経常的な管理運営費</p> <p>(2) 他の目的に転用できる備品の購入費</p> <p>(3) 慰労又は懇親目的に要する食</p>	<p>対象経費の3分の2以内とし、上限20万円とする。</p>

	及び個人の直接的な利益を目的とした事業	<p>糧費及び団体構成員に対する人件費、謝礼等</p> <p>(4) 施設の改修、修繕等の経費</p> <p>(5) 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費</p> <p>(6) 政治活動に係る経費</p> <p>(7) その他まちの元気応援事業に適さないと認められる経費</p>	
まちの未来応援部門（高校生）	<p>飛驒市内の高校に通う生徒が主体となり市内で自主的に行う事業で次のいずれにも該当しない事業</p> <p>(1) 専ら営利を目的とした事業</p> <p>(2) 特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業</p>	<p>助成事業を適切に実施するために必要な経費の総額から当該事業に関する収入（国、県又は財団等からの補助金、売上金、寄附金等をいう。）を除いた額とする。ただし、下記に該当する経費は、助成対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) 助成対象者の経常的な管理運営費</p> <p>(2) 他の目的に転用できる備品の購入費</p> <p>(3) 慰労又は懇親目的に要する食糧費及び団体構成員に対する人件費、謝礼等</p> <p>(4) 施設の改修、修繕等の経費</p> <p>(5) 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費</p> <p>(6) 政治活動に係る経費</p> <p>(7) その他まちの元気応援事業に適さないと認められる経費</p>	対象経費の10分の10以内とし、上限5万円とする。

6. 応募方法

(1) 相談窓口

『飛騨市まちづくり拠点 node』

飛騨市古川町殿町 8-17 TEL 0577-62-9797

補助金の概要説明、申込書の記入支援、事業プランのアドバイスなど行います。

まずはご相談ください。

(2) 提出窓口

〒509-4292 飛騨市古川町本町 2-22

飛騨市役所 商工観光部 まちづくり観光課

TEL 0577-73-7463 / kanko@city.hida.lg.jp

(3) 提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・飛騨市まちの元気応援事業プラン概要書 その1～その3
 - *その4はまちの未来応援部門を活用する場合提出
 - *その5はまちの未来応援部門（高校生）を活用する場合提出
- ・その他添付資料（必要に応じて）

(4) 注意事項等

- ・提出された応募申込書一式は返却しません。

7. 審査の流れ

事業の流れは以下のとおりです。

- ① 事前相談（まちづくり拠点 node）
- ② 交付申請書類提出（申請者→まちづくり観光課）
- ③ 審査後、交付決定書類送付（まちづくり観光課→申請者）
- ④ 事業実施
- ⑤ 実績報告提出（申請者→まちづくり観光課）
 - *まちづくり拠点 node に事前相談することを強くお勧めします
- ⑥ 審査後、交付額決定通知送付（まちづくり観光課→申請者）
- ⑦ 請求書提出（申請者→まちづくり観光課）
- ⑧ 補助金振込

8. 注意点（補助対象経費の解釈）

- ・入場料等の事業収入があるときは、その相当額を除いた額を補助対象経費とする。
- ・旅費の算定については、市の旅費規定に準拠する。
 - 岐阜県内の宿泊費上限 13,000 円（食事は自費）。ホテル領収書必須。
 - ガソリン代 40 円 km。目的、日にち、行き先、距離、運転者等を整理した日報必要。
- ・景品やノベルティ、弁当については要事前相談。
- ・懇親会等の食糧費、団体関係者の人件費、備品購入費は対象外

9. 報告

- ・ 事業完了後に実績報告書を作成していただく他、スライド作成や報告会参加等により市民へ事業の報告をしていただきます。
- ・ 実績報告に添付する報告資料（スライド）の内容は以下のとおりです
 - ① 団体紹介
 - ② 補助制度を活用した事業内容の紹介
 - ③ 実施の様子が分かる写真等資料
 - ④ 事業成果（公益的効果の説明）
 - ⑤ その他取り組み等について PR したい内容（必須ではありません）
- ・ 事業内容等について、飛騨市のホームページ、広報等に掲載します。

10. その他

- ・ 飛騨市まちの元気応援事業を実施する場合には、「飛騨市補助金交付規則」及び「飛騨市まちの元気応援事業助成金交付要綱」を遵守してください。
- ・ 補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11. 相談窓口

〒509-4224

岐阜県飛騨市古川町殿町8番17号（旧観光協会事務所）

飛騨市まちづくり拠点 node（ノード）

電話 0577-62-9797

開館時間：10時～18時（月、火、金）

10時～17時（土・日）

定休日：水、木

その他：SNSでも随時情報を発信していますのでご覧ください